

～条例により指定された寄附金を支払った方へ～

### 条例により指定した寄附金による個人市民税の寄附金税額控除について

#### 寄附金税額控除の適用を受けられる方

福岡市が条例により指定した法人又は団体に寄附金を支払った個人の方で、寄附をした翌年の1月1日現在福岡市に住んでいる方は、寄附をした翌年度の個人市民税で寄附金税額控除の適用が受けられます。

[※ 寄附をした法人又は団体が、福岡県の条例により指定を受けている場合は、個人県民税においても寄附金税額控除の適用が受けられます。]

#### 寄附金税額控除の内容

対象となる寄附金（総所得金額等の30%を限度）のうち、

2,000円を超える部分×税率8%

の税額が、寄附をした翌年の個人市民税の所得割から控除されます。

[※ 福岡県の条例により指定を受けている寄附金の場合は、同様に2,000円を超える部分に税率2%を乗じた税額が寄附をした翌年の個人県民税の所得割から控除されます。]

#### 寄附金税額控除を受けるための手続

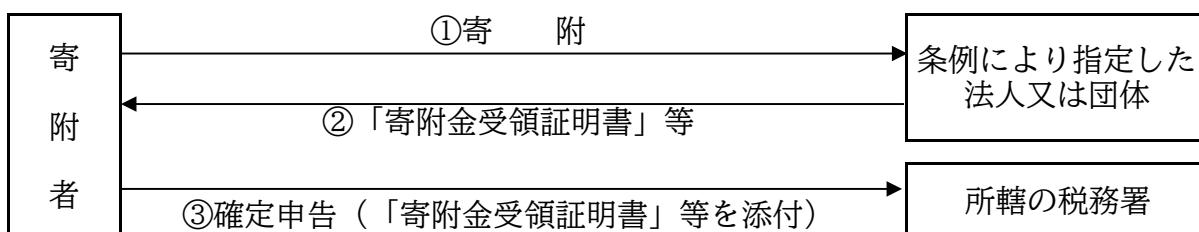
1月1日から12月31日までに寄附をされた方が、寄附金税額控除の適用を受けるためには、翌年3月15日までに、所轄の税務署で確定申告を行う必要があります。

このとき、寄附を行った際に法人又は団体から受け取った「寄附金受領証明書」等を申告書に添付する必要があります。

なお、確定申告をしない場合は、所得税及び個人住民税の寄附金(税額)控除は受けられませんので、ご注意ください。

[※ 確定申告が不要な方などで、個人住民税の寄附金税額控除だけを受けようとする場合には、住所地の区役所で個人住民税の申告を行うことにより適用を受けられます。]

#### 確定申告までの手続



(裏面に続く)

## 寄附金(税額)控除を受ける場合の確定申告書の記載事項

所得税及び個人住民税の寄附金(税額)控除を受ける場合に、確定申告書に記載が必要な事項は下記のとおりです。

### 確定申告書 第一表

#### 「所得から差し引かれる金額」内の「寄附金控除 ②9」の欄

寄 附 金 控 除	(29)	<input type="text"/>
-----------	------	--

所得税法の規定により計算した寄附金控除の額を記載してください。

### 確定申告書 第二表

#### 「寄附金控除に関する事項 (②9)」の欄

寄附先の 名 称 等	寄附をした法人又は団体の名称等を 記載してください。	寄 附 金	寄附をした金額を記載してください。
---------------	-------------------------------	-------	-------------------

※ 寄附先が複数ある場合はすべて記載してください。

### 確定申告書 第二表

#### 「○住民税・事業税に関する事項」の欄

都道府県、市区町村（特例控除対象）に に対する寄附金額を記載してください。	福岡県が条例で指定した法人又は団体 に対する寄附金額を記載してください。		
都道府県、市区町村 への寄附 (特例控除対象) 円	共同募金、日赤 その他の寄附 円	都道府県 条例指定寄附 円	市区町村 条例指定寄附 円

福岡県共同募金会、日本赤十字社福岡県支  
部・都道府県、市区町村（特例控除対象以  
外）に対する寄附金額を記載してください。

福岡市が条例で指定した法人又は団体  
に対する寄附金額を記載してください。

※詳しくは「所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」をご参照ください。

<問い合わせ先>

〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8番1号

福岡市財政局税務部課税企画課

TEL： 092-711-4207

FAX： 092-733-5598